

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和 7 年 6 月 16 日

収支等命令者

佐賀県産業労働部産業人材課長

1 業務内容

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和 7 年度佐賀型ドライバー人材受入チャレンジ事業企画・運営業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙業務仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで |

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の 6 か月前から参加資格確認申請の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 手続等に関する事項

- (1) 担当課 佐賀県産業労働部産業人材課産業人材担当

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電話 0952-25-7310

ファックス番号 0952-25-7305

電子メールアドレス sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp

- (2) 説明書の交付期間及び方法

令和7年6月16日（月）から同7月8日（火）まで佐賀県ホームページに掲載する。

4 説明会 実施しない

5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和7年6月30日（月）午後5時まで

- (2) 参加資格の確認結果は、令和7年7月4日（金）までに通知する。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 仕様書等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び仕様書における質問については、質問書に内容を記載し、令和7年6月25日（水）午後5時までに3（1）の電子メールアドレスへ送信すること。

質問を受理した場合、質問のあった者に対しては速やかに電子メールにて回答し、同内容を佐賀県ホームページに掲載する。

7 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。

- (1) 提案書の内容は、別紙説明書のとおりとする。

- (2) 提出期限 令和7年7月7日（月）午前12時まで（必着）

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

8 参加の辞退

参加を辞退する場合は、参加辞退届を上記担当に令和7年7月7日（月）午後5時までに持参又は郵送（必着）すること。

ただし、提案書が提出期限までに提出されない場合、参加辞退届の提出がない場合でも、辞退したものとみなすので注意すること。

9 プレゼンテーションの実施

- (1) 期間 令和7年7月8日（火） 午前9時30分から（予定）
- (2) 場所 産業労働部内会議室（佐賀県庁新館9階 産業人材課前）
- (3) 事前に提出した企画提案書等に基づいて、参加者による対面形式、もしくはオンライン会議形式のプレゼンテーション及び質疑応答を行う。※対面、オンライン会議の併用も可
- (4) プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間、オンライン会議の URL 等は別途連絡する。

10 評価に関する事項

- (1) 評価基準は別紙のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

11 結果の通知

令和7年7月11日（金）までにすべての参加者に対し通知する。

12 その他

(1) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期間が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。なお、消費税等は10%で見込むこと。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1 者で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

最低基準点以上の点数を得たものの中から、評価点をもとに審査会の意見を聴取した上で、審査会の会長が決定する。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) 支払方法 完了払

(8) その他 説明書による

※この公示に掲げる手続きは、令和7年6月定例県議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県ホームページにより公示を行う。

なお、この場合において、本業務の準備のために要した費用については一切補償しないものとする。

説明書

業務名	令和7年度佐賀型ドライバー人材受入チャレンジ事業企画・運営業務
履行期間	契約日から令和8年3月27日まで
契約上限額	2,936千円（消費税及び地方消費税を含む）
質問書受付期間	令和7年6月25日（水）午後5時まで
参加資格確認申請書提出期限	令和7年6月30日（月）午後5時まで
提案書提出期限	令和7年7月7日（月）午前12時まで
プレゼンテーション実施	令和7年7月8日（火）午前9時30分から（予定）
最優秀提案者決定期限	令和7年7月11日（金）まで

1 質問書について

- (1) 業務内容や仕様書等に対する質問がある場合は、質問書受付期間内に、様式第1号に記入のうえ、電子メール又はファックスにより提出すること。
- (2) 質問事項は簡潔に記載すること。

2 参加資格確認申請書について

- (1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
 - ア 誓約書（様式第2号） 1部
 - イ 参加資格確認申請書（様式第3号） 1部
 - ウ 会社概要（パンフレットで可） 1部
- (2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- | | |
|--------------------|--------|
| ア 表紙（様式第4号） | ・・・ 1部 |
| イ 提案書（任意様式） | ・・・ 7部 |
| ウ 実施スケジュール案 | ・・・ 7部 |
| エ 業務体制表 | ・・・ 7部 |
| オ 団体概要及び実績書（様式第5号） | ・・・ 7部 |
| カ 見積書 | ・・・ 1部 |

(2) 作成にあたっての注意事項

「業務委託仕様書_5 委託業務の内容」の記載に基づき、次の内容について記載すること。

- ・人材募集から特定技能へ在留資格切替までの具体的な実施内容（どのような内容・スケジ

ュールで実施するか、受入企業及び採用者に対するサポート体制や支援内容等を含む)

ア A 4 (ホチキス留め)

イ (1)オに記載した内容が確認できる書類(契約書の写し等)を1部提出すること。

(3)提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(4)提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(5)提出は持参又は郵送による。

(6)提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

4 プレゼンテーションについて

(1)プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料等は使用しないものとする。

(2)プレゼンテーションは対面形式もしくはオンライン会議形式で行う。参加者側の出席者は3人以内とし、時間は1者あたり30分程度(説明15分、質疑15分程度)を予定している。

注) 対面、オンライン会議の併用も可

(3)個別の開始時間、オンライン会議のURL等については、参加者に別途連絡する。対面形式でモニターの使用を希望する場合は、パソコン等必要な機器を参加者が準備すること。モニター及びHDMIケーブルは事務局で準備する。

5 最優秀提案者の選定について

(1)提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

(2)最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

(3)最優秀提案者は、最低基準点以上の点数を得たものの中から、評価点をもとに審査会の意見を聴取した上で、審査会の会長が決定する。

(4)最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

(1)最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。

(2)契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本プロポーザルの質問は、9 の問合せ先で受け付ける。質問応答の内容は県ホームページに公開する。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成 4 年 3 月 31 日佐賀県規則第 35 号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 問合せ

担当課	佐賀県産業労働部産業人材課産業人材担当
郵便番号 840-8570	佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電話番号	0952-25-7310
FAX 番号	0952-25-7305
電子メールアドレス	sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp